

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530074

研究課題名（和文） 監査役監査と内部統制システムとの関係

研究課題名（英文） RELATION BETWEEN CORPORATE AUDITORS AUDITING AND INTERNAL CONTROL SYSTEM

研究代表者

西山 芳喜（NISHIYAMA YOSHIKI）

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：70109635

研究成果の概要（和文）：

本研究は、株式会社における監査役監査の有り様と社内に構築・運用される内部統制システムとの関係について、その在り方を模索しつつ、監査役制度の有用性を実証的に論証しようとしたものである。そのため、内部統制システムとの関わりを基調として監査役制度の全体を俯瞰する研究を行い、詳細な論考を書き上げるとともに、他方において、その研究をふまえ、数多くの大会社の監査役および監査役スタッフに対し、講演・研修等を通じて監査役制度の有用性に関する認識を新たにするための啓蒙的活動を行い理解を得た。

研究成果の概要（英文）：

This study was going to prove the utility of the corporate auditor institution substantially while groping for the ideal method about the relations with a managed internal control system and the office of the corporate auditor in the company. Therefore I performed a study based on the relation with the internal control system, and to overlook the whole of the corporate auditor institution and finished writing a detailed study and, in the other hand, stood on the study, I performed activity of the enlightenment to refresh recognition about their utility through some lectures for the corporate auditors and their staff of many big companies, and got understanding.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：企業組織法、監査役、監査、内部統制、遵法経営、コーポレート・ガバナンス

1. 研究開始当初の背景

平成18年5月施行された新会社法の下では、監査役が株式会社監査全体の責任者であることが再評価されるべきであった。とりわけ、内部監査部門との関係からみれば、内部監査は、経営者のための監査であって、内部統制の整備の一環として、内部牽制の有効性をチェックするために組織化されるものであり、その管理は、取締役会の責任であるが、内部監査といえども、監査機関としての性質上、十分な成果を上げるためには一定程度の独立性を必要とすることから、経営者に対し、内部監査部門の自主的で積極的な活動を容認する姿勢を求めるとともに、併せて、これらの担当者(使用人)の独立性を擁護し、期待される監査成果を発揮させるための支援を行う必要がある、それは、監査役の任務として認識されるべきであるからである。また、会計監査人との関係からみれば、監査役は主導的にその選任・解任に関わるとともに(会社法340条・344条)、併せて、会社業務に関わる会計監査についての協力あるいは情報の提供を通じて、緊密な連携を保つべき役割を果たさなければならないからである。しかしながら、多数説である適法性監査限定説の立場からは、そのような明確な認識が示されていないかった。

2. 研究の目的

本研究は、株式会社の内部統制システムの

構築と整備との関係から見て、監査役が株式会社監査制度全体の枠組みの要の地位にあることを証明しようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は、監査役監査と内部統制システムとの関係に在り方を模索しつつ、監査役制度の有用性を実証的に論証しようとするものであるため、その第1段階として、監査役制度に関する従前の研究を基礎として、新会社法の下における監査役制度の意義と役割に関する基本的な理解をふまえ、監査役監査と社内に構築される内部統制システムとの関係について、一方において、歴史的ないし比較法的研究を試みるとともに、他の学問領域(会計学・監査論・経営学等)との関連をふまえた検討を進める。また同時に、他方において、監査役および内部統制システムに関わる社会的実態の調査をふまえて実証的検討を試みる。さらには、理論と実務の架橋という側面から、講演・研修等を通じて、会社法務関係者に対し監査役制度の有用性に関する認識を新たにするための啓蒙活動も行う。

4. 研究成果

監査役制度に関する従前の研究を基礎として、新会社法の下における監査役制度の意義と役割に関する独自の見解を構築し、さらに体系化を図るとともに、そのような一貫し

た視点から、監査役監査と社内に構築される内部統制システムとの関係についてふみこんだ検討を進めた。また同時に、他方において、監査役および内部統制システムに関わる社会的実態の調査をふまえて実証的検討を試みた。とりわけ、中央経済社が企画した会社法のコンメンタール・シリーズ、『逐条解説会社法』第5巻(予定)において、監査役全体の規定(会社法381条~389条)に関する分析と検討を担当し、本研究テーマである内部統制システムとの関わりを基調として監査役全体を俯瞰する詳細な論述を書き上げた。さらには講演・研修等を通じて、会社法務関係者に対し監査役制度の有用性に関する認識を新たにするための啓蒙活動も行った。とりわけ、社団法人日本監査役協会を通じて、数多くの大会社の監査役と直接に面談し、現実の監査実務の問題点を聞き取り調査するとともに、併せて、彼らに対し監査役制度の有用性を説くという活動は意義があったものと思う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

西山芳喜、「未公開会社の計算書類の公告の必要性について」、査読無、月刊監査役 540号(85頁)、2008年

西山芳喜、「内部統制報告書制度と内部統制に係る取締役会決議」、査読無、月刊監査役 541号(109頁)、2008年

西山芳喜、「上場会社での監査役人数について」、査読無、月刊監査役 545号(106頁)、2008年

西山芳喜、「監査役役割をご存じですか」、

査読無、創造のひろば 九州生産性ニュース 135号(3頁)、2008年

西山芳喜、「商業帳簿の証拠力」、査読無、別冊ジュリスト・商法(総則・商行為)判例百選(第5版)(52頁~53頁)、2008年

西山芳喜、「株主名簿の『交付』と『謄写』の違いについて」、査読無、月刊監査役 563号(105頁)、2009年

西山芳喜、「監査役監査権限の範囲と機能の強化」、査読無、浜田道代・岩原伸作編『会社法の争点(ジュリスト増刊/新・法律学の争点シリーズ 5)』[有斐閣]170~171頁、2009年

西山芳喜、「企業と法 特集/不況日本の経済社会と法律問題」、査読無、法学セミナー-666号(18頁~21頁)、2010年

西山芳喜・蒲生邦道・横瀬元治・高橋均、「《第70回監査役全国会議 報告会 監査役監査活動におけるベストプラクティスと今後の方向性-有識者懇談会の答申に対する最終報告》」、査読無、月刊監査役 572号(4頁~47頁)、2010年

西山芳喜、「会社の組織再編をめぐる最近の諸問題」、査読無、日本弁護士連合会編『(日弁連研修叢書)現代法律事務の諸問題(平成21年度研修版)』[第一法規]221頁~248頁、2010年

[学会発表](計1件)

西山芳喜、「監査役制度をめぐる最近の諸問題」、九州大学産業法研究会第616回、平成22年12月18日、西南学院大学学術研究所会議室

[図書](計1件)

西山芳喜、「第7節 監査役」、酒巻俊雄・龍田節 編集代表『逐条解説 会社法』第5巻(機関2) [中央経済社](1頁~59頁)

定) 2011年(予定)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西山 芳喜 (NISHIYAMA YOSHIKI)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：701099635

(2) 研究分担者 () 研究者番号：

(3) 連携研究者 () 研究者番号：